

## タイプC【東日本大震災津波等特例採用】

公益財団法人岩手育英奨学会では、東日本大震災津波等により被災し、経済的理由により修学が困難となった高校生を支援するため、奨学金《東日本大震災津波特例採用》の奨学生を募集予定です。この奨学金は、国の単年度補助事業となっていますので、正式には平成30年4月以降に募集します。

### ◆対象者

岩手県内に住所を有する者の子女で、保護者である家計支持者が東日本大震災津波等（余震を含む。）により被災したことに起因する次のいずれかの事由により高等学校、専修学校（高等課程）及び特別支援学校（高等部）への修学が困難となった生徒

- (1) 家計支持者の居住する家屋の全壊・大規模半壊・半壊・全焼・半焼
- (2) 家計支持者の死亡、行方不明
- (3) 家計支持者の勤務先等が被災したことによる家計急変（収入が三割減少）
- (4) その他、学校長が特に必要と判断し、(公財)岩手育英奨学会長が上記(1)～(3)と同程度と認める場合

※ 現在、奨学金タイプA又はタイプBを貸与されている方も、タイプCの要件に該当する場合は申し込みできますが、重複して貸与を受けることはできません。この場合、現在受けている奨学金を辞退することが貸与の条件となります。詳しくはお問い合わせください。

### ◆貸与月額

国公立 自宅通学	18,000円	自宅外通学	23,000円
私立 自宅通学	30,000円	自宅外通学	35,000円

※ 保護者と同居の場合は自宅通学扱い

### ◆貸与方法

2か月に1回、奇数月の12日に岩手銀行の本人口座に振込

### ◆利子 無利子

### ◆必要書類 奨学生願書、申出書、り災証明書、所得証明書等

### ◆貸与期間 平成30年4月～平成31年3月

(平成31年度以降の貸与については平成30年度末に決定)

### ◆連帯保証人 2名（1名は保護者）

### ◆返還及び返還免除

卒業から6ヶ月経過後より14年間で返還。ただし、卒業後の奨学生本人の向こう1年間の収入見込額が一定額に満たない場合、願出により返還義務を免除

#### 《返還免除基準となる年間収入見込額》

- ・高等学校、専修学校（高等課程）、特別支援学校（高等部）を卒業した場合（進学者を除く）  
320万円未満
- ・短大・高等専門学校、専門学校、専修学校（専門課程及び一般課程）、各種学校に進学し卒業した場合  
370万円未満
- ・大学に進学し卒業した場合  
410万円未満

※高校を退学した方は免除対象外です。

※ 詳しい説明については学校の奨学金担当の先生又は下記にお尋ねください。

公益財団法人 岩手育英奨学会

〒020-8570 盛岡市内丸10-1  
岩手県教育委員会事務局教育企画室内  
Tel・fax 019-623-2050

URL <http://www.iwate21.net/ikuei-syougaku/>